○犯罪被害者等に対する診断書料公費支出制度の実施について

（平成14年４月18日例規第28号）

［沿革］　平成29年７月例規第21号、31年４月第23号、令和２年12月第29号、３年３月第18号、５年５月第15号、７月第19号改正

この度、捜査過程における被害者の負担の軽減を図るため、一定の犯罪の被害に遭った被害者が事件を立証するために警察に提出する診断書の作成にかかる経費について公費を支給することとし、平成14年４月18日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

記

１　趣旨

この制度は、身体に被害を受けた犯罪の被害者及びその親族（以下「被害者等」という。）が、被害事実を証明するため、警察に提出する診断書の作成に係る経費（以下「診断書料」という。）を公費により支出することにより、被害者等の経済的負担を軽減するとともに捜査過程における二次的被害の防止を図ろうとするものである。

２　適用

この制度は、次のいずれかに該当する犯罪の被害に遭った被害者等に対し、適用するものとする。

(1)　殺人未遂罪

(2)　強盗致傷罪

(3)　強盗・不同意性交等罪

(4)　不同意性交等罪（未遂を含む。）

(5)　不同意わいせつ罪（未遂を含む。）

(6)　監護者わいせつ罪（未遂を含む。）

(7)　監護者性交等罪（未遂を含む。）

(8)　不同意わいせつ等致傷罪

(9)　傷害罪のうち、被害者が全治１か月以上の重傷害を負ったもの

(10)　その他事案の内容、被害者の置かれた状況等から、交通部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）が診断書料の公費による支出（以下「公費支出」という。）が必要と判断したもの

３　支出額

診断書料１通分とする。ただし、捜査に必要がある場合は、この限りでない。

４　支出基準

被害者等に対し診断書料を公費により支出することができるのは、２に掲げる犯罪に係る事件（以下「対象事件」という。）の立証に診断書を必要とする場合で、２の(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる犯罪に係る事件にあっては次のいずれにも該当しないとき、２の(3)から(8)までに掲げる犯罪に係る事件にあっては(1)又は(3)に該当しないときに限る。

(1)　被害者等が公費支出を希望しないとき。

(2)　被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。

(3)　被害の状況その他の事情から判断して、診断書料を公費により支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

5　請求権者

診断書料を請求することができる者は、対象事件の被害者等又は当該被害者が受診した医療機関（以下「医療機関」という。）とする。

6　支出手続

(1)　支出の決定

ア　対象事件を認知した署長等は、交通部高速道路交通警察隊の中隊長若しくは分駐隊長又は警察署の事件担当課長（以下「事件担当課長等」という。）をして、診断書料支出検討・決定票（身体犯用）（別記様式１）又は診断書料支出検討・決定票（性犯用）（別記様式第２）を作成させるものとする。

イ　署長等は、４の支出基準に照らし、公費支出の適否を決定するものとする。

ウ　署長等は、公費支出の判断に疑義が生じたときは、警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）に照会を行うものとする。

(2)　被害者等及び医療機関への説明

署長等は、公費支出を決定したときは、事件担当課長等をして、被害者等及び医療機関に対し、制度の趣旨及び請求に係る手続を説明させるものとする。

(3)　請求及び支出

ア　警察署長は、医療機関から当該医療機関所定の請求書又は診断書料請求書（医療機関用）（別記様式３）により、診断書料の請求を受けたときは、当該医療機関が指定する金融機関の口座に診断書料を振り込むものとする。ただし、被害者等が既に診断書料の支払を終えているときは、被害者等から医療機関が発行した領収書を添付した診断書料請求書（別記様式４）により請求を受け、被害者等が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

イ　アの規定は、交通部高速道路交通警察隊長を経由して警務部会計課長が診断書

料の請求を受けた場合について準用する。

7　制度の教示

この制度は、６の⑶の請求に基づき公費支出がなされることから、対象事件であるにもかかわらず被害者等の不知により、制度の適用が受けられないことのないよう被害者等への十分な制度の教示に努めること。

8　報告

署長等は、診断書料を公費により支出したときは、速やかに診断書料支出報告書（別記様式５）により、県民サービス課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

別記様式1(6関係)

署　長	副署長	警務課長	係　長	係		事件担当課長	担当者

年　月　日

診断書料支出検討・決定票(身体犯用)

診断書料の公費による支出について、次のとおり決定してよろしいか。

事件名				
発生年月日	年　月　日		認知年月日	年　月　日
被害者	住所			
	氏名		生年月日	年　月　日(　歳)
支出要件	□　次のいずれかの犯罪に係る事件に該当し、かつ、当該事件の立証に診断書が必要である。 (□　殺人未遂罪 □　強盗致傷罪 □　傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の重傷害を負ったもの □　その他事案の内容、被害者の置かれた状況等から、診断書料の公費支出が必要と判断されるもの(　　)) □　被害者等が公費支出を希望している。 □　被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していない。 □　被害の状況その他の事情から判断して、診断書料を公費により支出することが社会通念上適切であると認められる。			
支出の適否	□　適(支出要件に全て該当)　　□　否			
参考事項				

備考

1　決裁欄は、適宜変更することができる。

2　該当する項目の□にレを付すこと。

3　参考事項欄は、支出の適否を「否」とする理由その他支出の適否の判断に必要となる事項を記載すること。

別記様式2(6関係)

署　長	副署長	警務課長	係　長	係		事件担当課長	担当者

年　月　日

診断書料支出検討・決定票(性犯用)

診断書料の公費による支出について、次のとおり決定してよろしいか。

事件名				
発生年月日	年　月　日		認知年月日	年　月　日
被害者	住所			
	氏名		生年月日	年　月　日(　歳)
支出要件	□　次のいずれかの犯罪に係る事件に該当し、かつ、当該事件の立証に診断書が必要である。 □　強盗・不同意性交等罪 □　不同意性交等罪(未遂を含む。) □　不同意わいせつ罪(未遂を含む。) □　監護者わいせつ罪(未遂を含む。) □　監護者性交等罪(未遂を含む。) □　不同意わいせつ等致傷罪 □　被害の状況その他の事情から判断して、診断書料を公費により支出することが社会通念上適切であると認められる。			
支出の適否	□　適(支出要件に全て該当)　　□　否			
参考事項				

備考

1　決裁欄は、適宜変更することができる。

2　該当する項目の□にレを付すこと。

3　参考事項欄は、支出の適否を「否」とする理由その他支出の適否の判断に必要となる事項を記載すること。

別記様式3(6関係)

診断書料請求書(医療機関用)

年　　月　　日

警察署長　殿

所在地
名称
代表者氏名　　印
(担当者)
電話番号

氏名　　生年月日　　年　　月　　日
の診断書料として次のとおり請求します。

請求金額　　円

※　請求金額は、消費税を含みます。

＜振込指定口座＞

金融機関名		
支　店　名		
預金種目	□　普通預金　□　当座預金	
口座番号(右詰め)		
口座名義人(カタカナ)		

備考　交通部高速道路交通警察隊を経由して請求する場合の宛先は、「奈良県警察本部警務部会計課長」と記載してください。

別記様式4(6関係)

診断書料請求書

年　　月　　日

警察署長　殿

住所
氏名　　印
電話番号
被害者との続柄

氏名　　生年月日　　年　　月　　日
の診断書料として次のとおり請求します。

請求金額　　円

※　請求金額は、消費税を含みます。

＜振込指定口座＞

金融機関名		
支　店　名		
預金種目	□　普通預金　　□　当座預金	
口座番号(右詰め)		
口座名義人(カタカナ)		

備考

1　交通部高速道路交通警察隊を経由して請求する場合の宛先は、「奈良県警察本部警務部会計課長」と記載してください。

2　請求する際は、医療機関が発行した領収書を添付してください。

別記様式5(8関係)

F. No.	—
保存期間	(　.　.　まで保存)

第　　号
年　月　日

奈良県警察本部長　殿

高速道路交通警察隊長
警察署長

診断書料支出報告書

事件名	
発生年月日	年　月　日
認知年月日	年　月　日
被害者	住所 職業 氏名　□ 男 □ 女 生年月日　年　月　日(　歳)
受診した医療機関	所在地 名称
支出年月日	年　月　日
支出先	□ 被害者 □ 被害者の親族 住所 氏名 被害者との続柄 □ 医療機関
支出額	円
参考事項	

備考　該当する項目の□にレを付すこと。